

勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。

●就労支援セミナーや資格取得講座等を受けてみませんか？

Fプレイスでは、就職活動やキャリアアップに役立つ就労支援セミナー、資格取得講座等を無料で実施しています。藤沢市に在住・在勤・在学中の方はどなたでも申し込みます。

就労支援セミナー

就職、転職活動を具体的にどのように進めていくのか等、座学と演習を交えた「基本講座」と具体的、発展的に学び、理解を深めていくための様々な「オプション講座」があります。

- ・アサーショントレーニング
- ・仕事と子育て両立セミナー
- ・アンガーマネジメントを学ぶ
- ・障がい者セミナー
- ・専門家と考える職場のメンタルヘルスセミナーなど

資格取得講座

就職、転職活動等に生かすため、自己のスキルアップを図る様々な資格取得講座があります。

- ・ビジネス実務法務検定試験3級
- ・FP3級
- ・簿記3級
- ・ITパスポート



New

ふじさわ女性デジタル事務人材育成活躍推進事業

女性のITスキルの習得と就労を一体支援する新規事業を実施します。

<プレセミナーのご案内> 日時：5/25（土）13:30～16:00 場所：Fプレイス
女性のためのデジタル事務人材育成プレセミナー～事務職に求められるITスキルとは～
DX時代に求められているITスキルは何か、自分に合ったITスキルの学習方法を知ることができるITスキル習得のためのプレセミナーです。

※2025年（令和7年）1月にITスキル習得のための実践セミナーを行う予定です。

一緒に考える働き方相談室

仕事や職場、就活、転職の悩みはいろいろありますが、身近に相談できる人はなかなかいないかもしれません。一緒に考える「働き方相談室」では、国家資格を持ったキャリアコンサルタントが、一人ひとりの働き方について1対1できめ細かくサポートしていきます。

実施日：毎週水曜日、木曜日、金曜日、日曜日

時間：9時30分～17時30分（予約制）

●セミナー等の予約・問い合わせ

セミナー等の応募方法や講座の詳細、働き方相談室の予約については、Fプレイス藤沢市労働会館のページをご確認ください。

申し込み：藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設（Fプレイス） 就労支援担当

電話：0466-26-7811

URL：<https://www.fujisawa-roudoukaikan.com/>



～2024年（令和6年）4月1日から 事業者による合理的配慮の提供が義務化されます

【合理的配慮の提供とは？】

「障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。」とされています。

合理的配慮の提供には「対話」が重要です

障がいのある人からの申し出で、対応が難しい場合でも、双方が持っている情報や意見を伝え、「対話」をすることによって、代わりの手段を見つけていくことが大切です。

対話の際には次のことにも気を付けましょう

「前例がありません」	➡合理的配慮の提供は個別の状況に応じて検討する必要があります。過去に例がないことは断る理由になりません。
「特別扱いできません」	➡合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的のため、「特別扱い」ではありません。
「もし何かあったら」	➡漠然と「リスクがありそうだから」だけでは断る理由になりません。どのようなリスクがあるのか、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的な検討が必要です。

合理的配慮の事例や考え方について

合理的配慮の提供には、筆談や読み上げ、代筆、介助など様々な場合がありますが、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。合理的配慮の事例や考え方などは内閣府が公開しているホームページも参考にしてください。

<p>『障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集』</p> <p>https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html</p> 	<p>『障害者の差別解消に向けた 理解促進ポータルサイト』</p> <p>https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/</p> 
<p>出典：内閣府作成リーフレット 『令和6年4月1日から合理的配慮の 提供が義務化されます！』</p> <p>https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html</p> 	<p>問い合わせ：障がい者支援課 電話 0466-50-3528 FAX 0466-25-7822</p> 

企業向け障がい者雇用の手引きを発行しました！

「企業向け障がい者雇用の手引き」を発行しました。この手引きには、障がい者雇用を進めるにあたっての流れや支援機関の紹介などを掲載しています。

「これから障がい者雇用を進めたい」「障がい者雇用をしているけれどうまくいかない」などと感じている企業の皆様の参考になれば幸いです。市ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/shougaishakoyounotebiki.html>



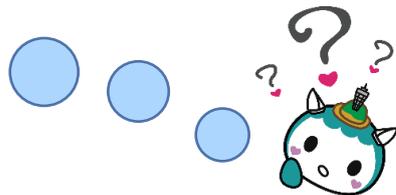
問い合わせ ➡ 産業労働課 電話:0466-50-8222 E-mail: fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp

人材確保をお考えの事業主の皆様、 ハローワークを利用してみませんか？

ハローワークでは人材確保に関する支援を無料で行っています

★例えばこんな悩みはありませんか？

- ・色々なところに求人を出しても、求職者に選んでもらえない。
- ・同じような求人でも、他社は採用できているのはなぜ？
- ・そもそも、うちの条件は他と比べてどうなんだろう。



★ハローワークはここがすごい！！

- ・全国で転職した方の5人に1人がハローワーク求人から。
- ・月間アクセス数7000万件超の「ハローワークインターネットサービス」に求人を公開できます。
- ・各種助成金のご案内をします。

★求人の申し込みには、求人者マイページが便利です！

- ・ハローワークインターネットサービスで「求人者マイページ」を開設すると、以下の手続き等をオンラインで行うことができます。
- ◆求人の申し込み ◆求人条件の変更 ◆応募者の確認 ◆ハローワークへの選考結果通知

求人募集は ハローワーク藤沢へ

求人者マイページ
ログインもこちらから

ハローワーク藤沢
事業所部門

TEL:0466-23-8609(31#)



人材開発支援助成金

「人への投資促進コース」を活用して
企業の人財を育成しませんか？

厚生労働省 HP



賃金と訓練経費の
一部を助成

詳しくは、
神奈川県
労働局
助成金センター
TEL:045-277-8801

外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？

私たちが「当然だ」と思っている日本の法制度や雇用慣行は外国人の方にとって馴染みのないものかも知れません。私たちの文化や制度を外国人の方が知らないことは悪いことではありません。外国人の方の悩みの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくことが大切です。そのためには、母国語ややさしい日本語を使いながら、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて説明し、理解を深めてもらうことが重要です。

外国人の方からこんな質問や要望を受けることはありませんか？

- ・最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？ ・なぜ、彼の方が先に昇給したの？
- ・育児のために休暇を取りたいが、どうすれば？ ・もっと働きたいのに、なぜ働いてはいけないの？
- ・ハラスメントを受けているかも知れません。どうすればいい？ など

厚生労働省では、企業における人事・労務に関する多言語による説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ支援ツールを作成しています。

1. 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集
2. 雇用管理に役立つ多言語用語集
3. モデル就業規則（やさしい日本語版）

詳細はこちら（厚労省 HP リンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu





令和6年度 藤沢市中小企業融資制度のご案内

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。

市内中小企業の方が、運転資金の用意や設備の導入等の際、ご利用いただけます。



融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

【令和6年度 藤沢市中小企業融資制度一覧】

資金の種類		資金用途	貸付限度額	貸付利率 (固定金利)	貸付期間	返済方法	補助制度対象	
							信用保証料	利子
中小企業 支援資金	一般	市内中小企業の経営に必要な事業資金	5,000万円	(1年超5年以内) 1.8%以内	運転資金 1年超7年以内 (据置12か月以内) 設備資金 1年超10年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	90% (上限20万円)	—
	借換資金	保証協会の保証を得た資金を利用して いる市内中小企業の資金調達の円滑化等 を図るための事業資金		(5年超10年以内) 2.1%以内			—	
	設備導入 特別資金 (一般)	市内事業所での設備導入に必要な事業資金		(1年超10年以内) 1.5%以内			90% (上限20万円)	年0.5%以内 2年間 (上限20万円)
	設備導入 特別資金 (SDGs)	「ふじさわSDGs共創パートナー制度」 もしくは「かながわSDGsパートナー」 に登録している市内事業所での設備導入に 必要な事業資金					90% (上限20万円)	年0.5%以内 3年間 (上限30万円)
	短期	市内中小企業の経営に必要な事業資金で 1年以内に一括返済することが可能なもの	—	(1年以内) 1.5%以内	1年以内	一括返済	—	—
景気対策 特別資金	一般	売上げが減少している方のための低利 な事業資金	2,000万円	1.4%以内	1年超7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	90% (上限20万円)	年1.3%以内 1年間 ※売上減少要件あり
	借換資金	藤沢市中小企業融資制度を利用して いる市内中小企業の資金調達の円滑化等 を図るための事業資金					—	
小規模企業緊急資金		小規模企業者のための事業資金	500万円	1.8%以内	1年超5年以内 (据置4か月以内)	元金均等 割賦返済	90% (上限20万円)	年0.9%以内
創業支援 資金 (「キョントする スタートアップ」)	一般	開業前もしくは開業5年未満の方の ための事業資金	1,000万円 ※運転資金は 500万円以内	1.8%以内	運転資金 1年超5年以内 (据置12か月以内) 設備資金 1年超7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	100% (上限20万円)	年1.8%以内 2年間 (女性、若者/シニア 起業家は3年間)
	特定	特定創業支援等事業を受けた方 のための事業資金		1.6%以内				

利用資格要件

1. 中小企業信用保険法に定める中小企業者（対象外業種あり）又は協同組合等であること
2. 市内に主たる事業所を有し、市内において既に事業を営んでいること（創業支援資金は開業前の個人（藤沢市に住民登録あり）も可）
3. 許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること
4. 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと

取扱金融機関

※原則として、市内支店での取扱い（一部例外あり）

横浜銀行 スルガ銀行 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 みずほ銀行 きらぼし銀行
三菱UFJ銀行 かながわ信用金庫 横浜信用金庫 湘南信用金庫 城南信用金庫

※詳しくは・「令和6年度藤沢市中小企業金融のしおり」をご覧ください（4月から順次配布開始！）

配布先⇒ 公益財団法人湘南産業振興財団/各取扱金融機関/産業労働課、各市民センター・公民館/等
藤沢市ホームページ（ホーム > 仕事・産業 > 商工業 > 融資 > 藤沢市中小企業融資制度）

受付窓口・問い合わせ

〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 藤沢商工会館2階
公益財団法人湘南産業振興財団 融資担当

TEL 0466-21-3813 FAX 0466-24-4500

受付時間：午前9時～午後4時30分（正午～午後1時を除く、土日祝日・年末年始除く）



＼ 詳細はこちら ＼

